

第２回 資源としての河川利用の高度化に関する検討会

議事要旨

日 時：平成 27 年 1 月 20 日（火）14:00～16:00

場 所：経済産業省別館 11 階 1107 号会議室

出席委員：小幡座長、安登委員、奥田委員、三浦委員

ゲストスピーカー：水都大阪パートナーズ代表理事 高梨日出夫

東急電鉄渋谷開発事業部担当部長 大坪安則

同開発第二部 古賀良子

議事要旨

事務局から「河川空間の占用」について説明の後、ゲストスピーカーから「水辺の公共空間を活かした賑わいづくりを通してつくる水都の魅力」、「渋谷の再開発と渋谷川環境整備における河川敷地の利用」について説明。

主な意見は以下のとおり。

- 水辺で民間の活力・ノウハウを使って事業化していくことを考えた場合にはキャッシュフローが確保されることが必要であり、そのための設備投資を呼び込むためにはある程度長期の占用許可が必要である。
- 包括的なエリアマネジメント法人が将来的に公的主体となり直接の占用許可を受ける場合には、個々の事業者との利用協定が重要となる。
- 新たに河川空間を整備する際には、従前のような打ちっ放しのコンクリート張りではなく極力、景観と調和した擬岩を使用する等の工夫をすることで、より魅力的な水辺再生につながる。

- 占用許可は行政上の処分であり借地権ではないが、その土地に上物を建てた際には上物の財産価値が認められ、かつ抵当権の設定ができるのかという問題があるのではないか。

- 地権者が多いため事態の收拾がつかないおそれがある際には、協議会自体に法人格を付与することで権利関係が明確になり、問題が解決し易くなる場合もあるのではないか。

- 施設整備後の継続的な維持管理は事業者だけでは難しいので、地元も含めた仕組みづくりが必要。